

第12回西脇市自治基本条例検討委員会会議概要

- 1 開催日 平成24年10月22日 19:00～21:00
- 2 開催場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター2階 会議室2
- 3 出席者 検討委員会委員17名、事務局
- 4 欠席者 5名
- 5 概要

- (1) 開会
- (2) 市民憲章朗唱
- (3) あいさつ
- (4) 協議

委員長：パブリックコメントの結果について説明願います。

事務局：パブリックコメントについては、9月10日～10月1日の22日間募集し、9名から28項目の意見がありました。

事務局：～資料に基づき説明～

委員長：2ページの第4条第2号関係の「男女共同参画」という言葉の扱いについては修正するとなっておりますが、「西脇市自治基本条例（素案）の修正について」で改めてご協議いただきますので、多様性の尊重に関する項目以外で順にご意見をいただきたいと思えます。

委員：これだけ意見が出るというのは、やはり関心を持っている人はかなりあります。何点かありますけどインターネットで反対意見が出ている分についてはこの説明でいいと思えます。ただ、市民は新しいことをする時に後ろ向きになる人が非常に多いので、それに対して説明を具体的に、もう少し付け加える方がいいというのがありますが、全体としては、こういうことを公表することによってかなり基本条例に対する考え方が変わってくるかもしれないと思えます。

委員：4ページの一番上の考え方に「検討委員会から出された原案の中には」とありますが、こういうことも入れた方がいいのですか。

委員長：ご意見のありました第16条関係について議論願います。

委員：こういう言い方をするのであれば、例えば、「権利として規定しています」だけではなく、「特別に不利益な取扱いを受けることはありません」と説明が入ってもいいのではないのでしょうか。そういう心配をされていると思うのですけど。

委員長：権利は書いてあるけど義務はさほど強調されていない

という感じで、責務、これは道義的責務だからそういう説明をした方が正確かもしれない。参加する権利があるということは分ってもらえる必要があるけれども、参加しないことによって不利益を受けることはないというのは当然のことなので除外しましたということではないのか。第16条は権利であって、権利を行使しないからといって不利益な取扱いを受けないのは当然のことですと答えておけば。権利を行使する・しないは本人の自由だから。

事務局：検討委員会から出された原案の中には規定されていましたが市が削除しましたというのに引っかかるので、検討委員会でも検討しましたがというのは。

委員長：それはいりません。最終的な市の見解なので。

委員：これは市の考え方ということだから。

委員長：だから、権利の行使はあくまで自由で、その行使をしないからと言って不利益な取扱いを受けないというのは当然のことなので規定しておりません。権利を行使しなかったからと言って処罰される国がありますかということ。ただし、法律家の世界では、「権利の不知はこれを保護せず」という言葉があります。そんな権利があっても知らなかったと言っても保護しません。保護されないだけで不利益な取扱いまで受けません。

副委員長：これは二つのことを言っています。検討委員会から出された原案には規定されていたというのが一つ。条例全体の中で進めようとしているのに矛盾するのではないかというのが二つ目。そして、権利を行使しないからといって当然不利益を被らないというのは2つ目の部分の言い換えにはなるのですが、それでも検討委員会の原案にあったということ削除する根拠にはなりにくいと思うのですが。

委員長：検討委員会の経過を入れる必要はないのではないかとということ。権利は行使しなかったからといって不利益な取扱いを受けるというものではないから、権利論だけでいけばいいのではないかと。第17条まで含めて説明するのであれば別の話ですが。

副委員長：ここは市の考え方で、経過を書く必要はないのですね。それは会議録で確認していただけたら。

副委員長：ここはかなり議論して原案に入れたと思うのですが。

副委員長：議論はしたけれども、その結果でいいのではないかと。

委員：色々と検討委員会で検討した結果としてこの条例素案ができているので、他の回答には検討経過は出ていないのにここだけ出てくるのに違和感を覚えたのですが。

副委員長：分かりました、市の考え方ということで統一することですね。

委員長：ここで「検討委員会から出された原案では」と入れると他の条文も経過を説明しないとイケないということが出てきかねないということを危惧するわけです。そうではなくて、権利を行使しないからといって不利益な取扱いを受けるものではないと言い切ってしまうと簡単になるということを行っています。

副委員長：市の考え方としてはこうですということだから。

委員長：そうすると、委員さんがおっしゃっている危惧も無くなるのではないかとということです。よろしいか。それでは、他のところございますか。

委員：5ページが一番上に「自治基本条例で決定された事案が他の条例より優先されることになれば」とあり、この回答が基本ルールを決めていると書いてあるのですが、もっとこれに対して触れてもらう方がいいのではありませんか。

委員長：5ページが一番上

委員：はい、その下の段落に「自治基本条例が他の条例より優先されることになれば」という疑問なのですね。

委員長：この文章、変ですね元々。

委員：だから、別に優先するものではなくて、基本ルールを決めたものであって、他の条例より優先してということにもう少し言及してもらう方がいいのではないかと気がします。当初出ていた最高規範であるとか、そういうことに対する意見だと思うのです。

副委員長：その最高規範性などを議会が承認したと書けば、議会を無視してということにならないのではないか。

副委員長：「基本ルールを定めるものです。」そして「条例の制定・改廃には」とつなげた方がすっきりしますね。

委員長：そうですね。

委員：議会で決定されることを知らない、既に決まっていると思っているのです。行政が勝手に決めてと。

委員長：後ろの2行で、「必ず議会の意思は反映されます」とすればどうか。

副委員長：「基本ルールを定めるものです。この基本条例も含

め、条例の制定・改廃には必ず議会の議決が必要であるため」とすればどうか。

委員長：同じ法律でも原子力基本法と原子力各法、教育基本法と教育各法の関係だということが分からないのですね。

委員：こういうことを思っている人は絶対に残っていますので、まだまだ。後どういう動きがあるか知りませんが。

副委員長：その項目の真ん中あたりに、「特定のイデオロギーに偏った方だけに」の部分はちょっとおかしいですね。みんな特定のイデオロギー、個性の意見ですから。

副委員長：「特定のイデオロギーに偏った方で」ですね。

委員長：これは答え方が難しいね。

副委員長：正論で答えればいいと思うのですが。

委員長：「例えば」を取ってもいいのではないか。そして「22名で構成されています。」でいいのではないか。

事務局：「公募委員のみで」以下の部分は削除ですか。

委員長：「またそのような団体に牛耳られる」もいらぬのではないか。

他はどうですか。何かありましたら事務局に言っていただいて、修正してもらっても構わないと思います。

それでは西脇市自治基本条例素案の修正について説明をお願いします。

事務局：～ 資料に基づき説明 ～

委員長：4か所の修正が出ていますが、第2条については、市のルールに合わせて言い替えただけということですね。

事務局：はい。

委員長：これは大きな変動は生じないものと聞きました。

第4条については、後ほど議論します。

第5条については、広報及び広聴の充実を図るのが結果であって、広報と広聴の充実を図るのが入り口ではないと、そういう考え方ですね。

事務局：そうですね。

委員長：言っていることの中身は同じですね。

ただ行政にとってはむしろ、広報及び広聴の充実というところに市民への情報の提供が全部収束されることになります。あまり影響はなさそうに思うのですが。

副委員長：広聴というと市民の考えを聴くわけで、市民が必要とする情報を把握するという事ではないです。これは誤解ではないですか。

素案では先に広報及び広聴を充実と言って一旦切っ

いるので、その内容は周知のことだから説明はしないと。そしてそれを図ることによって必要な情報を把握するとともに提供すると意味は通るのですが、修正案は意味が通らないというか。広報と広聴の順番も合っていないです。

委員長：そうですね。広聴及び広報にした方が対応しますね。情報把握は広聴、情報提供は広報だから。

副委員長：市民の意見を把握しとか、市民の考えを把握しとしておけばまだ比較的すんなりといけるのですがね。

素案の場合は、広報や広聴を充実することによって、まだ別個の必要とする情報を把握するという意味に取れますので、意味的には問題はないのですがね。

委員長：素案の方がいいのではないかという意見です。

事務局：内部で議論をした時、広報広聴の充実を図ることで、市民が必要とする情報を把握することはできないだろうと。広聴を充実することで市民のみなさんの考えとか必要とする情報が把握できるだろうという解釈がありました。ですから、広聴の充実で情報を把握する。そして広報の充実によって情報を効果的に提供すると、そういう順番かなという話がありました。

そして、先ほどのお話を聞いて自分なりに思ったのですが、必要とする情報を把握するのではなくて、考えを把握するというのが正しいかなと。

副委員長：そうすれば順番だけで。

副委員長：卵が先か鶏が先かですが、きちんと情報を発信しないとレスポンスはできません。だから、決して意見を把握するのに広聴が唯一ではなくて、まず広報して情報があればまともな意見も出やすいのでそんなきれいに片づくものではないような気がしたのですが。

地域カルテとか地域の本当に役立つ情報を発信したら全然違う話が出てきますので、それを聴くのは広聴ですが、でもまともな情報発信をしなかったらまともな市民の声はありません。今のままで何かご意見をくださいと言ってもよく分からないという話なので。

副委員長：素案では、広報・広聴が目的でなくて、市民が必要とする情報を把握する、提供するということが大事だということで、素案の方がいいという感じがしますが。

副委員長：そうですね。何が目的かという点。

副委員長：必要な情報を把握して提供する、第2項でその提供

はいろいろな手段で丁寧にやりますと規定されていて、流れとして筋は通っていると思うのですけど。

だから、広報・広聴が即市民が必要とする情報を把握することではなくて、広報・広聴をしっかりとやることによって市民が必要とする情報が出てくるので、それをしっかりと掴む努力をしましょう。掴んで発信していきましょうと。

委員長：みだしが情報の提供ですから、いかなる情報を提供するかというのが主体の条文です。そして今副委員長がおっしゃったように広聴なくして広報なし、広報なくして広聴なしとよく言われますから、どういうふうに情報発信をしたら市民は分りやすくなるのだろうか、市民のみなさんが本当に必要としている情報の分野は何だろうかというのは、広聴の機能を強くして把握して、広報政策というのが正しいのですが、もちろん広報と広聴というのは両輪の関係なので、順番はこれで問題ありません。広聴・広報とはあまり言わないから。

ただ、事務局がおっしゃっていた、情報を把握するというのが広聴ではないだろうと、むしろ苦情とかニーズを把握するのが広聴だろうという言い方に対応する条文は応答責任です。ここは情報の提供に関する広聴の位置付けだから、素案のままでいいのではないか。

ここで、そもそも広聴はという必要はないと思います。情報提供における広聴の必要性さえ位置付けられていればそれでいいのではないか。人の話を聞いてなかったら何を言っているのかわからないのと同じことです。

事務局：はい、わかりました。

委員長：言うことが大事なので、そのための広聴。後ろの方の条文は相手の具体を聞いて速やかに対応しましょうと応答責任の広聴、意味が少し違います。

それでは、第9条はいかがでしょうか。

修正案の方がすっきりしているのではないですか。

それでは、第4条です。再度説明します。

第4条第2号の多様性の尊重です。「多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、男女共同参画や多文化共生などの理念を尊重すること。」を「多様な人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、一人ひとりの個性や価値観を尊重すること。」に変えるとすればどうかということで、行政

内部でも議論が錯綜していて大変お困りのようです。

パブリックコメントの2ページの3つ目と4つ目です。一つの意見は、「多様性の尊重の中に「男女共同参画」とあるのに違和感がある。男女共同参画はまちづくりの基本となる考えで、「多様な価値観を持つ人々」と表現されると一部の特殊な考え方を持った人という誤解を受けるのではないかと感じる。」というご意見。これは、男女共同参画なんて当たり前中の当たり前、基本中の基本ではないかということですが、それに連動する言葉として、「多様な」とあると「特殊な」というふうに見えてしまうという意見です。

もう一つは、「多様性の尊重の中に「男女共同参画」と「多文化共生」という言葉を入れる必要があるのか。どちらも第3条第2号に含まれており、」これは多様性の尊重とか国籍、性別のところに入っているのですね。「男女共同参画は特別なことではないと考えている。この2つだけが盛り込まれていることに偏りを感じる。」とあります。

上の意見は、そもそもまちづくりの基本で、そこに「多様な」と書くと「特殊な」という印象があるから「多様な」を外せという意見で、下の方は、多様性の尊重の中にわざわざ男女共同参画と多文化共生を入れる必要はないと。

これに対する事務局案が、両方とも外してしまって、全部多様性で統一されたわけです。「多様な人々の交流が豊かな自治につながることを認識し、一人ひとりの個性や価値観を尊重すること。」

これについては、女性のご意見を優先したいと思います。それでは順にお願いします。

委員：私は男女共同参画の委員会のメンバーですが、この文章が出された時に何の引っかかりもなくすっと受け入れてしまったのです。おかしいと思わなかったと聞かれた時に、男女共同参画という中で、委員会は一つの目標に向かって集まっているけれども、根本的に一人ひとりの持っている考え方が違うので引っかかっているのかなと思ったりもしました。

私の思っているのは、社会的な男女差がないのは当たり前のことだけれども、それが当たり前のことになっていないからそういう委員会をやっているわけで、そ

ういった意味では、素案のままでいいのではないかと
思ったりもしています。

ちょっと引っかかっていることがあるのですが、男女
共同参画は、男女の社会的性差をなくすためにやって
いる、あるからやっているということが根本的なこと
で、だからこの中に入っているのかなと思うのです。

委員長：素案のままでいいということですね。

委員：修正案ですと、わざわざここに多様性の尊重の説明を
加える意味があまりないなど。どうなのか。

委員長：何を言っているのか分からないということですね。

委員：このままでいいと思います。

委員：個人的に相談された時に、男女共同参画に携わって
いる人にとったら、この文章だと、私たちって特別な
ことをやっているの、特殊なのと取られることもあるか
なと感じたので、「そう思う方もいらっしゃるかも知
れませんか。」と答えました。

委員長：これについてご意見をお持ちの男性の委員はいらっ
しゃいますか。

委員：男女共同参画のメンバーですが、素案のままでいいと
いう考えに近い意見で、ここにこういう言葉を入れて
意識していこうということのように思っていたのです。

しかしながら、連絡をいただいた時に、特別に見える
という意見もあるかなと思ったので、修正案の方がい
いと思います。男女共同参画や多文化共生というのは
特別ではないということの意味のまま、私が考える中
ではその方がということです。

副委員長：私は、復興庁男女共同参画班上席政策調査官で男女
共同参画の専門家ですが、戻すべきだと思っています。

当たり前なことでも書くのがそもそも自治基本条例で、
だから基本的人権の尊重なども入っている。当たり前
なことだけれども、実際男女共同参画になっていない
現状でそれに向かって色々と政策をやっているところ
なので、入れておく価値はあると思っています。

多様性の中に男女共同参画が入るのはおかしいという
話ですが、政府の基本方針では性別に関わりなくその
個性と能力を十分に発揮することができるのが男女共
同参画社会なので、まさに男らしさ、女らしさではな
くて、その人らしさという話なので、多様性とは非常
に近い。

実際、平成20年に政府の男女共同参画推進本部が決定している女性の参画加速プログラムの副題が「多様性に富んだ活力ある社会に向けて」となっています。つまり、政府の本部が女性の参画加速プログラムの副題に多様性に富んだ活力ある社会に向けて女性の参画の加速が必要であるというふうに言っているのです、そんなに政策的に矛盾したものではないです。

委員長：追加発言はございますか。

副委員長：「多様な」の中に、「特殊な」という意味はないので、特殊と多様というのは、すべての人は特殊であって、ということは特殊でも何でもありません。そういうあえて誤解をしたがる人もないわけではありませんが、それはそれとして、多様な中に男女共同参画というのはおかしくないのです、素案のままの方がいいというのが私の見解です。

委員長：他にご意見ございませんか。

この方は「多様な」を「特殊な」とおっしゃっているのですか。

委員：イコールというか、多様性というのは特別な、男女共同参画が特別なという。当たり前前の方が特別なものの中に入れてられているという。

委員長：むしろ反対に私は理解しています。すべての人は多様だと。その多様性を認めないから女性差別や男尊女卑、性別役割分業が生まれる。男は男らしく、女は女らしく。それが結局押しさえつけるということでしょう。どんな人間にも個性があってみんな多様だと。まして男の個性と女の個性とお互いに違うところは認め合いましょうというのが男女共同参画で、多様性を特殊と捉えることは、男女共同参画基本法の趣旨から言っても理解の仕方がずれているのではないかと思います。

現に、副委員長が関わっているところでもそういうレポートが出ているわけで、多様性の尊重は言ってみれば基本的な国是です。これは自民党政権の時代からそうです。だから何でそんな話が出てくるか理解できないのです。私もある県の男女共同参画審議会の会長ですがそんな議論をしたことがないです。多様性が特殊なんて意見を聞いたことはないです。だからなぜそんな意見が出てくるのか逆に聞きたいと思っています。

委員：ご本人ではないので分からないのですが、多分何で

当たり前のことをわざわざ書かなければいけないのだからということ。

委員長：当たり前になっていないからです。

委員：それで特殊という言葉が出てきてしまったのではないかと思って、先ほど副委員長が言われたように、当たり前のことを書くものですという説明があると納得できるのではないかなと。

委員長：当たり前なのにまだ当たりの水準になっていないから書くのですと。

委員：という説明で納得されるのではないかという気がするのですけど。

委員長：むしろ当たり前だからと消してしまう方が意味がなくなるのではないか、その運動論の立場の方から言えば。じゃあ消してしまった方がいいですかということ。その多様性が特殊だと言ったら、すべての人権課題が特殊です。だからみんな消してしまえということになります。障害者の問題も、外国人の問題も、男女の問題も、高齢者の差別も、子どももみんな消してしまえ、そうしたら実態が見えなくなりますよね。

委員：私が聞いたところによりますと、特別に言っているのはどうかということはあるんですけど、じゃあどうしたらいいですかという質問をしますと、どうしていいかわからないという返事でした。

委員長：もうみなさんのご結論が出てきつつあるかなと思いますけど、条例素案と修正案をもう一度説明します。

条例素案は、「多様な価値観を持つ人々の交流が豊かな自治につながることを認識し」というベースをつくらうということですね、そのことを通じてまだまだ遅れている男女共同参画やまだまだ誤解や偏見に満ちている多文化共生などの理念、「など」ですからまだ他にもあるといいつつ、尊重すること。これは当然、子どもや障害者の人権も入っているとありますね。当然同和問題も含みますと。その例示として、一番みんなに身近で見えやすい男女共同参画と多文化共生を出しているわけです。これで足りないというのであれば、全部並べていかないといけません。

次は、そういう当たり前のことを書く必要はないのではないか、基本ではないかと言われているのは分からないでもないのですが、当たり前のことという理念を

持っている人の認識する基準と社会の現実がずれているのが現実ではないでしょうか。相変わらず地域社会では男尊女卑だし、会社でも、役所でもまだそうですね。女性の管理職が半数になっていますか。

事務局：7%ぐらいです。

委員長：まだ7%でしょう。現実そうなのです。だからいくら言っているても社会的実体としてそうになっていないということをはっきりしないといけないのではありませんか。そういう意味で例示的にあがっていると理解していたので、何の違和感もなかったのです。

だからその違和感のある人自身が当たり前前のことが当たり前前に現実できているというのであれば、その方は納得すると思う、できていない。

委員：できていたら、その委員会でわざわざ色々とする必要もないのです。

委員長：むしろ書くことが応援になると思っているのに邪魔だと言われているように感じる。

それでは、素案のままというご提案をしたいのですが。これは決をとりますでしょうか。まだ討論がたりないということであれば討論しましょうか。

委員：補足説明を入れていただかないといけないと思います。

委員長：逐条解説ですか。

委員：はい。そういう人のために、素案のまま行くのなら。

事務局：そういう誤解が解けるというか。

委員：決して特別でないけれども、現時点ではそうならないという説明を。

事務局：はい。

委員長：多様性、つまり国際連合でいうところのダイバシティです。これは国際的にも人権の世界では共通概念にもうなっているものです。それはスペシャルという概念ではありません。多様性というのは、みんなが多様性を共有していますという、あなたも私も個性を持つ人、障害も個性、年がいくのも個性、男であるのも女であるのもみんな個性で、そのお互いの持っている個性を違うということによって排除するのではなくて、違いは違いで認めよう、でも人間として一緒じゃないのと、日本でみんな育ったのだから一緒じゃないのと段々同一性というのが出てくるのです。でもその同一性の中で、違う個性を見つけた時に排除してしまうということ

しないようにしましょうということです。

なぜ男女共同参画をトップに持ってくるか。それは国際人権規約の原則から言っても第一原則だからです、男女の平等が。全世界共通の第一原則です。地球上の人口の多くは女性で、男よりも人口の多い女性が主要な地位につかない、社会的に意思決定の地位に就けないというのがほとんどの国の現実でしょう。こういうものを変えていきましょうというのが人権規約を批准している国の精神のはずですから。そこからいくと、男女の平等、男女共同参画を入れるというのは、むしろ締約国のルールです。そういうふうに考えないと、そこを特殊と取られるのは逆にショックでした。

委員：多様性というところの言葉の取り違いなのでしょうね。

委員長：多分、「ばらけた」とか「ばらけて孤立している」という感じに捉えたのではないかな、「多様な価値観」というのを。散在してバラバラに孤立しているのを認めてあげましょうというイメージではないかな。

そうではなくて、女性は団結したらすごい勢力だから、何か二重にずれているような気がします、受け止め方が、こちら側が組み立てる条文構成に対して。

副委員長：そのとおりです。だから原案のとおりでいいのではないのでしょうか。

委員長：それでは、条例素案の修正についてはよろしいですか。

全委員：はい。

委員長：それでは素案に戻します。

特にダイバシティという概念はすごく重要な概念で、そんないい加減な概念ではありません。様々な多様な人々が個性的に存在するでしょうではなくて、多様性を認めないと、人間のあり方なのだから、というすごく厳しい、むしろ厳しい言葉なのです。

それは「ごく一部の」とか「特殊な」という意味ではないです。何回も言いますが、人間全部多様です。誰一人として同じ人間はいません。

それでは、西脇市自治基本条例市民フォーラムのアンケート結果についてご報告お願いします。

事務局：～ 資料に基づき説明 ～

委員長：これについて何かご意見とご感想はございますか。委員さんから一言ずついただきたいと思います。

委員：意見にもありますが、やはりどういう形にしても質疑

応答も必要だったかなと。市民の側からも少し不満が出ていたような気がしました。

委員：どれだけ来て下さるかなと心配していましたが、一杯になったのでうれしかったです。

委員：このアンケートで感想やご意見が書かれていたというだけでもよかったですと思います。こういう反応があるということは素晴らしいです。

委員：沢山来て下さっていたのでうれしかったです。それとご意見がたくさん出ていましたし、少しは理解度が進んだのではないかなという気がします。

委員：娘を連れて来たのですが、ちょっと分からなかったということがあったのと、後ろはガタガタしていたらしくて、我々は前に居ましたので分からなかったのですが、後ろは騒がしかったということです。それは気がつかないことですが、椅子を降ろすのにガタガタしていたのと話声が多くて、内容がほとんど聞き取れなかったと言っていました。

沢山来てくださったことは良かったのですが、時間ぎりぎりに来られた人が多くて、ガタガタして落ち着いて聞いていられなかったというのが娘の感想でした。

委員：思っていたより沢山の来場者があって良かったと思ったのですが、アンケートの結果を見たら34%の人が頼まれたからというのもあって、そうなのかなと思う反面、広報やホームページ、回覧板を見てとか自主的にという方も3割近くあったのでそれはそれで良かったかなと思って、後ろがそんなに騒がしかったことはちょっと残念に思いました。

委員：いろんな場で、説明会とか色々あって、私もいろんなところに顔出しした時に色々言うのですが、「そんなんいい」とか「分らない」という反応がすごく多くて、「行こうか」という人はなかったので残念だと思うのですが、少しでもそういうことで、そういう言葉を聞いたことがあるという人が増えていけば、少しは知られていくのかなと思って頑張っています。

委員：朝来の岡林さんの実例が良かったと思います。それとパネルディスカッションのそれぞれのみなさん、色々一生懸命お話しいただいてご苦労さまでした。

リレーメッセージもできたら全員ができれば良かったと思っています。あれも良かったと思います。

- 委員：パネルディスカッションで、もう少し上手に話せたら良かったと思ったのですが、来られていた方に感想を聞いたのですが、やはり質疑応答が欲しかったということと、もっといろいろな事例が聞きたかった、またメリット・デメリット、この条例でどうなるんだというビジョンがよく分からなかったということと少し難しいということも言われていました。
- 委員：私の周りが、20代、30代、40代が多いのですが、チラシを配ったり話をして「難しいから」とか「時間的に無理だから」と参加されないのです。でも今回中学生の作文があったのが私はとてもうれしくて、ああいう試みがあったから良かったという意見も多かったのではないかなと思いますし、これからの西脇市を見つめるためにはやっぱり中学生、高校生の意見というのが入ってくるのが大事だろうなと思います。
- 委員：ここにも出ていますが、本当に区長さん方のご努力で、そのおかげであれだけ参加者がありました。最初から言っていますけど、やはり区長会が第一です。
- 委員：このアンケートの結果を見ると危機感がないんだなという気がしました。また、フォーラムにつきましては、私の家内が参加しておりまして、あれぐらいなら良く分かっていただけたのではないのと言っていましたから、私の発言も含めまして、ある程度は役割を果たしたのかなという気はいたします。
- 委員長：本当にご苦労さまでございました。
- 副委員長：非常に良かったと思います。特にパネリストの方それぞれの言葉で話していただいたのが良かったと思って、アンケートを見ても、問6で必要と感じたが半分、初めて聞いて必要だと思ったかは分かりませんが、半分ということは滅茶苦茶すごいことだと思うのです。予想より10倍ぐらいいい数字が出たと。問8では、良くなると思う人がまんべんなくなくて、みなさんいいところを見ているなという感じがすごくしました。
- 委員長：岡林さんとは大変懇意にもしているし、初めてお話を聞くわけではないので、今日はどの程度話してくれるのかなと思っていたのですが、あの人の持っている実績のわずかししか出ませんでした。言え言えほど自慢話になってしまうので自制されたと思うのです。あの人はあの4～5倍のことはやっています。また喜

んでやっておられます。それをあまり西脇市で話すと「俺これだけやっている」ということになるなという雰囲気を感じられたのでしょうね、なので少しだけ出されました。でもそれはすごくいい効果があったと思っています。委員さんは極めて品格の高いしかも危機感に満ちた、将来に向けての危機感を出されたのはすごくインパクトがあったと思っています。

もちろん若手のお二方も自治基本条例に対する期待と不安みたいなものを非常に正確に申されたので、心情を表しているなと思いました。

もっとも、岡林さんが丁寧におっしゃっていただいたのですが、音の加減で聞こえなかったのでしょうか、住民自治協議会ができたのは自治基本条例ができたからですとはっきりおっしゃっているのです。これがなかったら自治協はできていませんでしたと、これはあの話の中ではっきりとくぎを刺しておられるのです。この条例があったからできたのですと言っておられるのですね。そこのところがあまりみなさんにはピンと来ていなかったと思うのです。

それと、副委員長が司会進行のプロフェッショナルであることを見せつけたなと思うのですが、いかんせん時間が短めで気の毒でした。本当は後40分ぐらい欲しかった。そうしたら質疑応答も取れたと思うのです。

副委員長：広報部会の立場から言うとすごくやりにくかったです、この時期のこのフォーラムは。というのは、広報部会では、できあがってからどういうふうに使いましょうかという楽しい中身で色々と案を練っていたのですが、このタイミングで開くということで、クイズが使えなかったり、まちづくりの事例も中途半端で、1部と2部を切り離す形しかなかったというのが、この時期という難しさということもあります。

また、質疑応答をどこで取れば良かったのか考えていたのですが、その前に3回学習会をして、条例をなぜつくるのかという意見が出ていたので今回は市民フォーラムということで、2部でまちづくりにどう生かすか。つまり地縁団体やテーマ型団体にとってはどうなのかということで、パネルディスカッションを組み立てたのですが、インパクトがあった一方、「条例の話ではなかったではないか」というコメントもあって、

それはそうだろうかと、条例が決まってからやるべきだっただろうかと思っただころです。

やりにくいと言えればやりにくいですが、この条例自身、地域自治協議会を置くことができるという規定で、まだ具体の制度設計はできない、むしろこれから区長会の方やいろいろな方を集めて制度設計をやっていくと思うのです。朝来は先にそれを具体化していたからあのような具体的な話になるのですが、正直どこに焦点を当てていいのかわからなかった難しさはあります。

ただ、みなさんが頑張ってくださったので、中学生の作文などで柔らかくなったという感じですが。

願わくばもう一回ぐらいはきちんとやりたいですね。通った暁にはどう使いこなすのかという視点でにぎやかにやりたいと思います。

委員長：通った次のステップでまたしないといけませんよ。いよいよ施行ですと。その時にまたこのような集会をしないと広がりもしない。

事務局：はい。

委員長：やりますということです。それでは最後にその他で何かありましたら。

事務局：ありがとうございます。予定していた時期と違うのに、強引にお願いして、委員さんにも何回も集まっていたらご無理を申し上げましたことこの場をお借りしてお詫び申し上げます。それから、副委員長からこのフォーラムのまとめを早々といただいておりますので目を通していただきたいと思います。正確に中身を掴んで書いていただいておりますので、フォーラムのまとめとして活用いただきたいと思います。本当にありがとうございます。

副委員長：広報などに掲載しないのですか。

事務局：最終、報告書にまとめて使いたいと思っています。

事務局：今後の予定ですが、この後は、議会へ上げていく作業に入ります。第36回の市議会へ提案するのですが、提案が12月4日で、その時は提案説明だけで、その後特別委員会に付される予定になっています。それが12月19日の水曜日と12月20日の木曜日です。委員会室で行うのですが、傍聴できますので、できたら事務局の応援団という形で聞いていただければありがたいと思っています。最後の作業になりますので是非とも来

ていただけたらと思っております。また、詳細についてはお知らせしたいと思っております。

今後の作業ですが、年度末までに概要版を作成しなければいけないと思っております。概要版については広報検討部会で検討いただけるという最初のスケジュールだったのですが、この辺りをどうすればいいかと思っております。事務局で案を作成してその都度ご意見をいただくということにするのか、それとも概要版を検討する委員会、広報部会になるかどうかわからないのですが、検討いただくということが残っております。

委員長：概要版は、4月1日の施行と同時に使えるようにしないといけないと理解していいですか。だったらもう行動を開始していて3分の2ぐらい作業が終わっている状態でないと間に合わないでしょう。

私個人の意見ですけど、行政主導型で、原案を行政が作成し、広報部会に諮問という形で、ご意見をくださいというのが一番妥当ではないですか。ゼロベースでやるというのはもう無理です。そうではないですか。

副委員長：イメージはどういう。そこからやるという話ですか。

事務局：まだ、全然イメージもできていない段階です。ただ、広報検討部会の中では、概要版の作成の話も前にあったかと思っておりますが、諮問をするというか、意見をお伺いするという形でまた相談させていただいて。

副委員長：それは広報でいいのか。中心にはなりますけれども、広報部会に負担がかかり過ぎではないかと部会員のみなさんから聞いていて、確かに乗り良くやってはいただいているのですが、もう一つの部会をこれから開かないとしたら考えていただかないと、多分集まっている回数は相当違うと思うのですね。

副委員長：部会をリセットして改めて、概要版作成部会でもつくればどうですか。

事務局：ゼロから積み上げていくのは時間がかかるので、ある程度事務局で作成し1～2回ご意見を伺うという形でさせていただいてよろしいでしょうか。

では、そういう予定で取り組みたいと思っております。本当に今まで詰めて検討委員会を開いていただきましたがちょっとこれからはほっと一息していただいて見守っていただけたらと思っております。

委員長：それでは今日の委員会を終わらせていただきます。